

施設予約システムえどねっと利用者規約 新旧対照表

新	旧
第1章 総則 (適用範囲)第1条～(利用対象施設)第2条 (省略)	第1章 総則 (適用範囲)第1条～(利用対象施設)第2条 (省略)
(利用者の登録) 第3条 システムを利用しようとする者は、本規約を承諾の上、登録申請書により江戸川区にシステムの利用を申請(以下「登録申請」という。)するものとします。 2 登録申請について、江戸川区が利用の承認をした者を利用者(以下「利用者」という。)とします。 3 第1項の規定による登録の区分及び要件は、別表3のとおりとします。 4 登録申請の受付を行う施設の窓口(以下「施設窓口」という。)は、別表4のとおりとします。 5 登録申請において個人登録の場合は本人が、また、団体登録は18歳以上の代表者又は連絡者が行うこととします。ただし、個人小学生及び個人中学生の申請は保護者が行うこととします。	(利用者の登録) 第3条 システムを利用しようとする者は、本規約を承諾の上、登録申請書により江戸川区にシステムの利用を申請(以下「登録申請」という。)するものとします。 2 登録申請について、江戸川区が利用の承認をした者を利用者(以下「利用者」という。)とします。 3 第1項の規定による登録の区分は、別表3のとおりとします。 4 登録申請の受付を行う施設の窓口(以下「施設窓口」という。)は、別表4のとおりとします。 5 登録申請において個人登録の場合は本人が、また、団体登録は18歳以上の代表者又は連絡者が行うこととします。ただし、個人小学生及び個人中学生の申請は保護者が行うこととします。
(登録申請の確認) 第4条 江戸川区は、登録申請があったときは、第1号に規定する書類等による確認を行います。また、申請者が江戸川区以外に居住しており、江戸川区内に勤務しているときは第2号に規定する書類等による確認を、通学しているときは第3号に規定する書類等による確認を併せて行います。また、小学生チーム及び中学生チームにおいては、その監督者及び連絡者に、個人小学生及び個人中学生においては、本人及びその保護者に対し、第1号に規定する書類等による確認を行います。 <u>なお、これららの確認書類に有効期限がある場合は、その有効期限内のものが必要です。</u> (1) 本人であること及び居住地の確認 ア 運転免許証 イ パスポート <u>※住所欄がないものは、氏名と住所が分かる別の書類と一緒に提示する必要があります。</u> ウ マイナンバーカード(個人番号カード) エ 住民基本台帳カード(写真付き) オ <u>削除</u> カ 住民票 キ 身体障害者手帳 <u>※手帳情報を登録しているデジタル障害者手帳「ミライロ ID」を含む。</u> ク 年金手帳 ケ 印鑑登録証明書 コ <u>資格確認書 ※マイナンバーカードの保険証利用「マイナ保険証」を利用してない方に対して、保険者が発行するものに限る。</u> サ <u>運転経歴証明書</u> シ <u>その他、江戸川区が適当と認める書類</u> (2) 江戸川区に在勤している者であることの確認 ア 社員証(勤務地として江戸川区内の住所が記載されているもの) イ 在勤証明書 ウ その他、江戸川区が適当と認める書類 (3) 江戸川区に在学している者であることの確認 ア 学生証(学校所在地として江戸川区内の住所が記載されているもの) イ その他、江戸川区が適当と認める書類 2 前項に定める確認は、各号に定められた書類等のうち、1種類を提示することとします。 3 次の各号に定める団体については、それぞれ規定した人数に対し、第1項に定める確認を行います。ただし、江戸川区が必要と認める場合は、全ての構成員について第1項に定める確認を行うこととします。 (1) サークル団体 5名以上 (2) 野球チーム 9名以上 (3) 小学生チーム(区内・区外)、中学生チーム(区内・区外) 5名以上 4 前項の規定において、第1項に定める確認は、代表者・連絡者以外の構成員について、下記に定める構成員を優先して確認を行うものとします。 (1) 青年団体 区内在住、在勤又は在学の30歳以下の者 (2) 少年団体 区内在住又は在学者で中学生以下の者 (3) 熟年者団体 区内在住又は在勤者で60歳以上の者 (4) 障害者団体 区内在住、在勤又は在学の障害者及びその保護者 (5) 文化活動団体 区内在住、在勤又は在学者 (6) 野球チーム 区内在住、在勤又は在学の高校生相当以上の者	(登録申請の確認) 第4条 江戸川区は、登録申請があったときは、第1号に規定する書類等による確認を行います。また、申請者が江戸川区以外に居住しており、江戸川区内に勤務しているときは第2号に規定する書類等による確認を、通学しているときは第3号に規定する書類等による確認を併せて行います。また、小学生チーム及び中学生チームにおいては、その監督者及び連絡者に、個人小学生及び個人中学生においては、本人及びその保護者に対し、第1号に規定する書類等による確認を行います。 (1) 本人であること及び居住地の確認 ア 運転免許証 イ パスポート ウ マイナンバーカード(個人番号カード) エ 住民基本台帳カード(写真付き) オ <u>健康保険証</u> カ 住民票 キ 身体障害者手帳 ク 年金手帳 ケ 印鑑登録証明書 コ <u>その他、江戸川区が適当と認める書類</u> (2) 江戸川区に在勤している者であることの確認 ア 社員証(勤務地として江戸川区内の住所が記載されているもの) イ 在勤証明書 ウ その他、江戸川区が適当と認める書類 (3) 江戸川区に在学している者であることの確認 ア 学生証(学校所在地として江戸川区内の住所が記載されているもの) イ その他、江戸川区が適当と認める書類 2 前項に定める確認は、各号に定められた書類等のうち、1種類を提示することとします。 3 次の各号に定める団体については、それぞれ規定した人数に対し、第1項に定める確認を行います。ただし、江戸川区が必要と認める場合は、全ての構成員について第1項に定める確認を行うこととします。 (1) サークル団体 5名以上 (2) 野球チーム 9名以上 (3) 小学生チーム(区内・区外)、中学生チーム(区内・区外) 5名以上 4 前項の規定において、第1項に定める確認は、代表者・連絡者以外の構成員について、下記に定める構成員を優先して確認を行うものとします。 (1) 青年団体 区内在住、在勤又は在学の30歳以下の者 (2) 少年団体 区内在住又は在学者で中学生以下の者 (3) 熟年者団体 区内在住又は在勤者で60歳以上の者 (4) 障害者団体 区内在住、在勤又は在学の障害者及びその保護者 (5) 文化活動団体 区内在住、在勤又は在学者 (6) 野球チーム 区内在住、在勤又は在学の高校生相当以上の者

新	旧
<p>(7) 小学生チーム(区内) …… 区内在住又は在学の小学生 (8) 小学生チーム(区外) …… 小学生 (9) 中学生チーム(区内) …… 区内在住又は在学の中学生 (10) 中学生チーム(区外) …… 中学生</p> <p>5 第3項の規定における確認書類は、申請者以外の確認においては、その写しでも足りることとします。</p> <p>(登録の実施)第5条 (省略)</p> <p>(登録の不承認) 第6条 江戸川区は登録申請を行う者が次の各号に該当する場合は、登録を承認しない場合があります。 (1) 既に利用登録書の交付を受けている利用者。ただし、施設の利用区分等により複数の登録が必要な場合は除きます。 (2) 過去の規約違反等により、システムの利用資格の取消しが行われていることが判明した場合。 (3) 第22条に規定する利用制限措置により利用停止中の_____者 (4) 登録申請時に虚偽、誤記又は記入漏れがあったことが判明した場合。 (5) 江戸川区暴力団排除条例第2条第一号の暴力団(以下「暴力団」という)であると認められたとき。また、利用者本人又は団体の構成員が同条例第2条第二号の暴力団員(以下「暴力団員」という)、同条第三号の暴力団関係者(以下「暴力団関係者」という)であると認められたとき。 (6) その他、江戸川区がシステムの利用を不適当と判断した場合。</p> <p>(利用者番号)第7条～(利用登録書の発行及びその取扱い)第8条 (省略)</p> <p>(利用者番号及び<u>パスワード</u>の管理) 第9条 江戸川区は、利用者が指定する8桁から16桁の算用数字及び英字を_____パスワード_____として登録します。 2 利用者は、利用者番号及びパスワードを第三者に譲渡や貸与することはできません。 3 利用者は、利用者番号並びにパスワードの管理、使用について責任を持つものとし、江戸川区及び他の利用者に損害を与えることのないよう、また、第三者に知られることのないよう厳重に管理するものとします。</p> <p>(登録申請・届出事項の変更)第10条～(免責事項) 第34条 (省略)</p> <p>第2章 地域施設・文化施設</p> <p>(予約の手続き)第35条～(申込み数等の制限)第39条 (省略)</p> <p>(使用料等の納付) 第40条 _____ 使用料及び利用料金(以下、「使用料等」という。)は、_____ 承認後、利用_日まで_____に納付することとし_____ます。 2 大型ホール、区民館ホール、コミュニティ会館ホール及びそれに伴う控室、総合文化センター、タワーホール船堀の各部屋の使用料等は、抽選に当選した場合は抽選確認期間中に、空き予約の場合は予約してから10日以内に納付するものとします。なお、<u>空き予約で利用日まで10日を下回る場合は、利用日前日までに納付するものとします。</u> <u>3 承認後、利用者が使用料等を納付しない場合で、管理上支障が生じると認められるときは、各施設の条例に基づき承認を取り消すことができるものとします。</u></p> <p>(使用料等の不還付) 第41条～(利用の不承認)第48条 (省略)</p> <p>付則 1 本規約は、令和5年2月1日から施行します。 2 本規約による改正後の江戸川区施設予約システムえどねっと利用者規約第9条1項の規定は、施行日以後にパスワードの登録又は変更する者から適用し、同日前に登録の承認を受けている者については、なお従前の例による。</p> <p>付則 本規約は、令和5年4月1日から施行します。</p> <p>付則 本規約は、令和7年2月1日から施行します。</p> <p>付則 <u>本規約は、令和7年12月15日から施行します。</u></p>	<p>(7) 小学生チーム(区内) …… 区内在住又は在学の小学生 (8) 小学生チーム(区外) …… 小学生 (9) 中学生チーム(区内) …… 区内在住又は在学の中学生 (10) 中学生チーム(区外) …… 中学生</p> <p>5 第3項の規定における確認書類は、申請者以外の確認においては、その写しでも足りることとします。</p> <p>(登録の実施)第5条 (省略)</p> <p>(登録の不承認) 第6条 江戸川区は登録申請を行う者が次の各号に該当する場合は、登録を承認しない場合があります。 (1) 既に利用登録書の交付を受けている利用者。ただし、施設の利用区分等により複数の登録が必要な場合は除きます。 (2) 過去の規約違反等により、システムの利用資格の取消しが行われていることが判明した場合。 (3) 第22条に規定する利用制限措置により利用停止中の<u>利用者</u>。 (4) 登録申請時に虚偽、誤記又は記入漏れがあったことが判明した場合。 (5) 江戸川区暴力団排除条例第2条第一号の暴力団(以下「暴力団」という)であると認められたとき。また、利用者本人又は団体の構成員が同条例第2条第二号の暴力団員(以下「暴力団員」という)、同条第三号の暴力団関係者(以下「暴力団関係者」という)であると認められたとき。 (6) その他、江戸川区がシステムの利用を不適当と判断した場合。</p> <p>(利用者番号)第7条～(利用登録書の発行及びその取扱い)第8条 (省略)</p> <p>(利用者番号及び<u>暗証番号</u>の管理) 第9条 江戸川区は、利用者が指定する8桁から16桁の算用数字及び英字を<u>暗証番号(以下「パスワード」という。)</u>として登録します。 2 利用者は、利用者番号及びパスワードを第三者に譲渡や貸与することはできません。 3 利用者は、利用者番号並びにパスワードの管理、使用について責任を持つものとし、江戸川区及び他の利用者に損害を与えることのないよう、また、第三者に知られることのないよう厳重に管理するものとします。</p> <p>(登録申請・届出事項の変更)第10条～(免責事項) 第34条 (省略)</p> <p>第2章 文化・地域施設</p> <p>(予約の手続き)第35条～(申込み数等の制限)第39条 (省略)</p> <p>(使用料等の納付) 第40条 <u>予約をした施設の</u>使用料及び利用料金(以下、「使用料等」という。)は、<u>原則として利用当日の利用前に支払うこととし、その支払いをもって利用の承認とします。</u> 2 大型ホール、区民館ホール、コミュニティ会館ホール及びそれに伴う控室、総合文化センター、タワーホール船堀の各部屋の使用料等は、抽選に当選した場合は抽選確認期間中に、空き予約の場合は予約してから10日以内に支払うものとします。なお、<u>支払いが行われない場合は、予約及び当選を取り消すこととします。</u></p> <p>(使用料等の不還付) 第41条～(利用の不承認)第48条 (省略)</p> <p>付則 1 本規約は、令和5年2月1日から施行します。 2 本規約による改正後の江戸川区施設予約システムえどねっと利用者規約第9条1項の規定は、施行日以後にパスワードの登録又は変更する者から適用し、同日前に登録の承認を受けている者については、なお従前の例による。</p> <p>付則 本規約は、令和5年4月1日から施行します。</p> <p>付則 本規約は、令和7年2月1日から施行します。</p> <p>付則 <u>本規約は、令和7年12月15日から施行します。</u></p>

新	旧
別表1~11 (省略)	別表1~11 (省略)